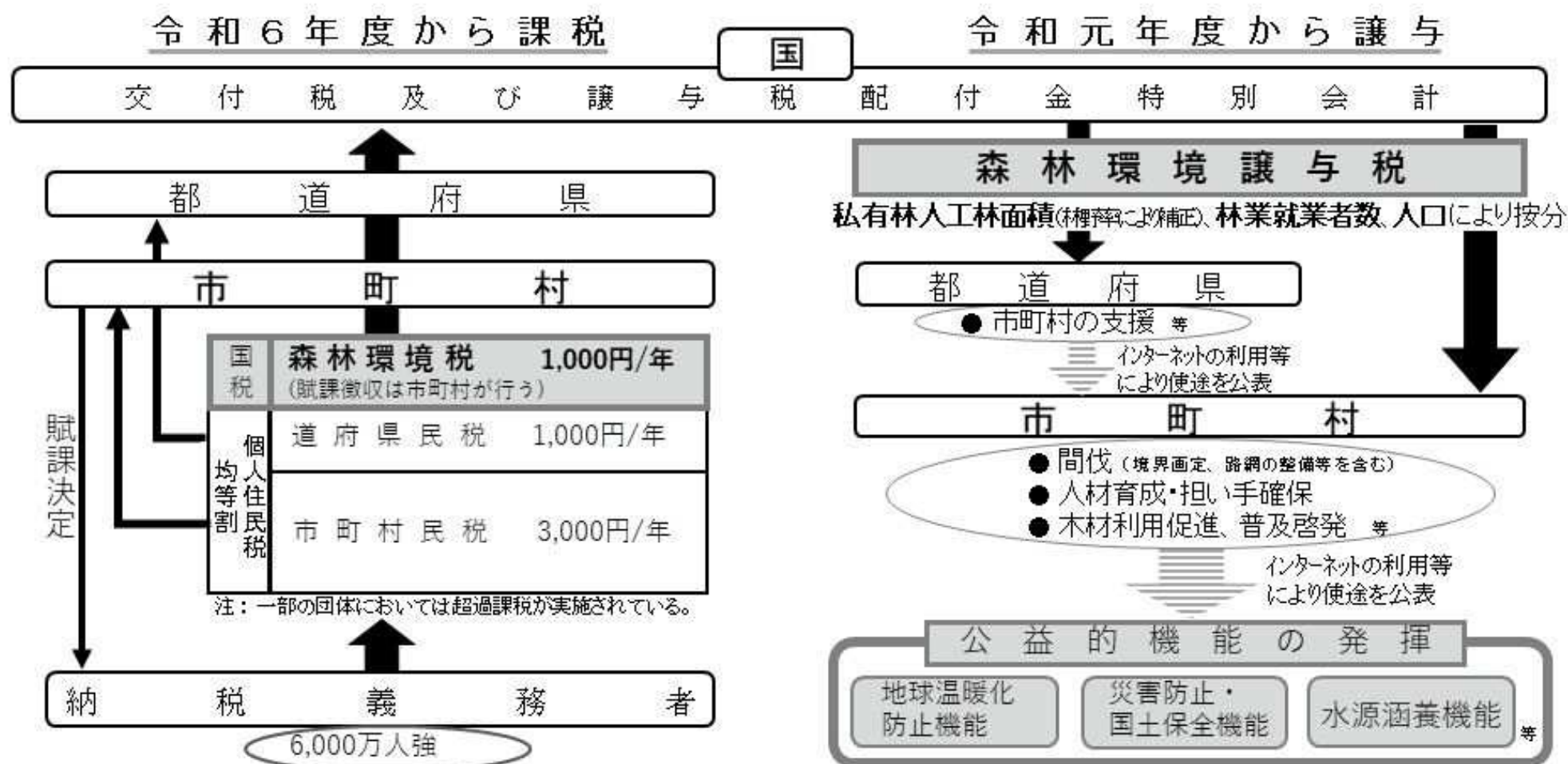


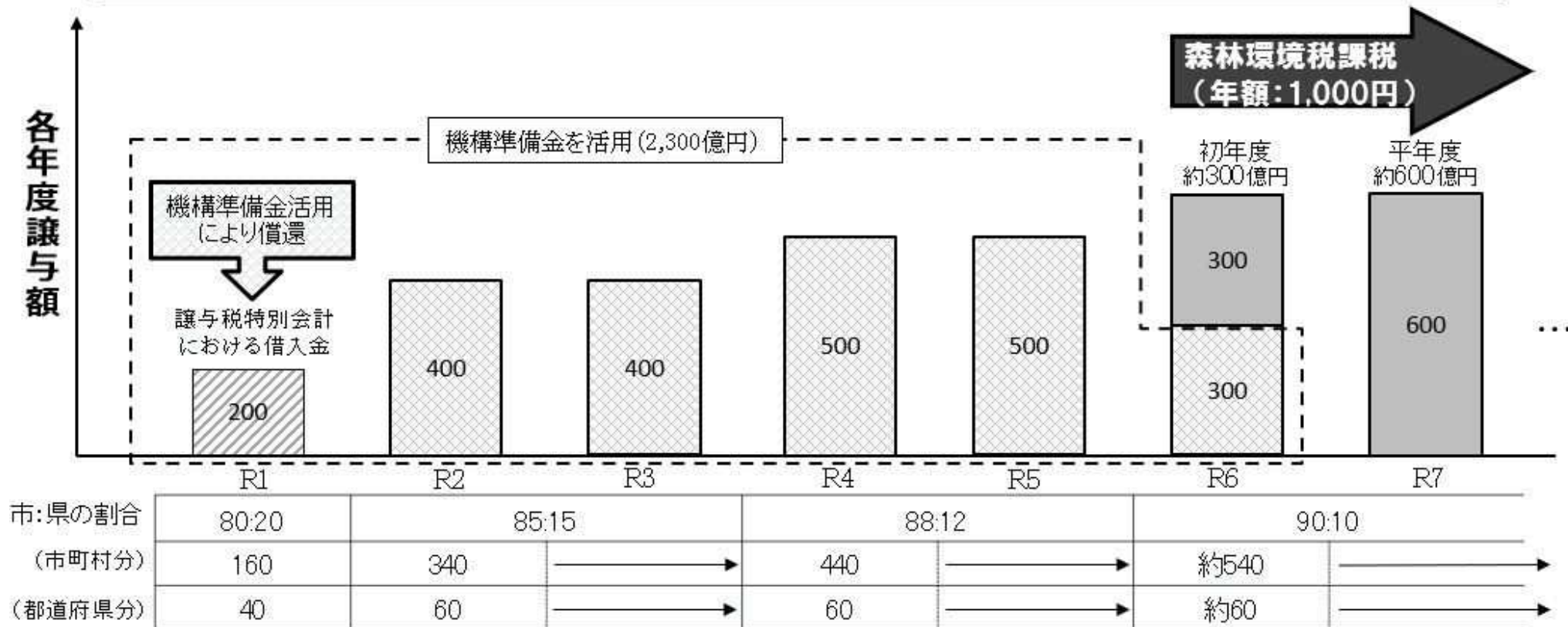
森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

市町村分	55% : 私有林人工林面積(※以下のとおり林野率による補正)		
	20% : 林業就業者数	林野率	補正の方法
	25% : 人口	85%以上の市町村	1.5倍に割増し
都道府県分	市町村と同じ基準	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

※R6以後の年度分の譲与税について適用。R5以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。